

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

(2008年10月14-17日 第15回委員会年次会合で採択)

みなまぐろ保存委員会 (CCSBT)は、

違法、無規制、無報告(IUU)漁業活動が、CCSBTによって採択された保存管理措置の有効性を阻害していることから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されていることに、重大な関心を表し、

それゆえに、大型はえ縄漁船の水揚物の管理を含め、国家の主権を超えた水域における転載行為の監視を確実にするという必要性を意図し、

資源の科学的評価の改善のため、かかる大型まぐろはえ縄漁船の漁獲データを収集することの必要性を考慮し、

CCSBT条約第8条パラグラフ3(b)に従い、次のとおり合意した。

セクション 1. 洋上における転載監視計画

1. 委員会は、ここに冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船(以下、LSTLVsという)及び洋上においてそれら漁船から転載物を受け取る権限を付与された運搬船に最初に適用される洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、2010年年次会合において、本決議のレビューと適当であれば修正を行わなければならない。

2. メンバー及び協力的非加盟国は、自国LSTLVsの洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。ただし、メンバー及び協力的非加盟国が自国LSTLVsによる洋上転載を認める場合には、かかる転載はセクション2、3及び4並びに付属書1及び2に定められた手続きに従い実施されなければならない。

セクション 2. 国家の主権を超えた水域における洋上転載を受けとることを認められた船舶の記録

3. 委員会は、LSTLVsから洋上においてSBTを受けとることを認められた運搬船について、CCSBT記録を創設し、維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、洋上転載活動におけるSBTの受けとりを認められていないものとみなされる。

4. メンバー及び協力的非加盟国は、事務局に対し、可能であれば電子媒体にて、洋上転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを2009年4月1日までに提出しなければならない。当該リストは以下情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 船名、登録番号
- 3 過去の船名(該当する場合)
- 4 過去の船籍(該当する場合)
- 5 他の登録からの削除の詳細 (該当する場合)
- 6 国際信号符字

- 7 船舶の種類、長さ、総トン数(GT)及び積載能力
- 8 船主及びオペレーターの氏名及び住所
- 9 転載を許可された期間

5. メンバー及び協力的非加盟国は、最初のCCSBT運搬船記録が作成された後、CCSBT運搬船記録への追加、削除及び/又は修正といった変更が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT運搬船記録を維持し、メンバー及び協力的非加盟国の船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBTウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、記録の広報を行うための措置を講じなければならない。

7. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。

セクション 3. 洋上転載

8. メンバー及び協力的非加盟国の主権の及ぶ水域におけるLSTLVsによる転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。

9. メンバー及び協力的非加盟国は、自国に置籍するLSTLVsが以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

船籍がおかれる国又は漁業主体の許可

10. LSTLVsは、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。

通知義務

漁船:

11. パラグラフ10の事前許可を受けるにあたり、LSTLVの船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも24時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLVの船名及びCCSBT許可船リストにおける番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けることを認められた運搬船のCCSBT記録における番号並びに転載される製品
- c) 転載される製品のトン数
- d) 転載の日時及び位置
- e) SBT漁獲の地理的位置

12. 当該LSTLVは、旗国である国/漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船リストにおける番号とともに、付属書1に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

運搬船:

13. 運搬船船長は、CCSBT事務局及びLSTLVの旗国であるメンバー又は協力的非加盟国に対し、転載終了後24時間以内に、洋上において転載物を受けことが認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

14. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの48時間前に、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を送付しなければならない。

地域オブザーバー計画

15. メンバー及び協力的非加盟国は、2009年4月1日までに、付属書2のCCSBT地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載するすべての運搬船にCCSBTオブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBTオブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載された数量とCCSBT転載申告書に報告された漁獲量が一致することを観察しなければならない。

16. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT地域オブザーバーをとまなわぬ、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。

セクション4. 一般条項

17. 漁獲証明制度(CDS)に関するCCSBTの保存管理措置の有効性を次により確保する。¹

a) CDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書の確認に際し、LSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、転載が各LSTLVの報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない。

b) LSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚についてCDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書を確認しなければならない。この確認は、CCSBT地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。

c) メンバー及び協力的非加盟国は、LSTLVsの漁獲したSBTが締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT許可船リストにある漁船に対して確認された必要なCCSBT CDS文書及びCCSBT転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

18. メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、年次会合の6週間前に、次を報告しなければならない。

a) 前年のSBT転載数量

b) 前年に転載を行ったCCSBT許可船リストに登録されているLSTLVsのリスト

c) LSTLVsから転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

19. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及び協力的非加盟国に水揚げ又は輸入されるすべてのSBTは、最初の販売がなされるまで、CCSBT転載申告書をとまなわなければならない。

¹ CDSが発効するまで、本決議における“CCSBT CDS文書”については“貿易情報スキーム文書”を適用。

20. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする委員会年次会合に対し、報告書を提出しなければならない。

21. これらの条項は2009年4月1日から効力を有しなければならない。

22. CCSBT13(2006)で採択された転載決議は、本決議によって破棄される。

23. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT運搬船記録にある転載船におけるICCAT又はIOTCのオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及びCCSBT事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT事務局は、ICCAT及びIOTCに提出されたSBTの情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

付属書 2 - CCSBT 地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及び協力的非加盟国は、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBTオブザーバーの配乗を要求しなければならない。

2. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍するLSTLVsから洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

オブザーバーの指名

3. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。

- a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
- b) CCSBT保存管理措置に関する十分な知識
- c) 正確に情報を観察及び記録する能力
- d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

オブザーバーの義務

4. オブザーバーは、次を満たさなければならない。

- a) CCSBTが定めるガイドライン又はパラグラフ3(a)から(c)について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC又はICCATの設定したガイドラインが求める技術訓練を修了すること
- b) 可能であれば、運搬船の船籍がおかれる国又は漁業主体の国民でないこと
- c) 5.に定められた業務を実行する能力がある
- d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれる
- e) LSTLVの乗組員ではない又はLSTLV会社の雇用者ではない

5. オブザーバーの任務は、特に次を行わなければならない。

- a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
 - i) SBTを漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
 - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
 - iii) VMSの動作の確認及び航海日誌の検査

- iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
- v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
- vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する

- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視する。オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
 - i. 行われる転載活動についての記録と報告
 - ii. 転載に従事した時の船舶の位置を確認
 - iii. 転載された製品の観察及び推定
 - iv. 関係LSTLVの船名及びそのCCSBT許可船リスト番号の確認及び記録
 - v. 転載申告書のデータの確認
 - vi. 転載申告書のデータの証明
 - vii. 転載申告書への副署
- c) 運搬船の転載活動の日別報告を发出する
- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する。
- e) 観察期間の最終日から20日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する。
- f) 委員会が定めるその他職務の遂行。

6. オブザーバーは、LSTLVs及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない、

7. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍がおかれる国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

8. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画のパラグラフ9に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

運搬船の船籍がおかれる国又は漁業主体の義務

9. 運搬船とその船長が籍をおく国又は漁業主体のオブザーバーに関する責任は、特に次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない

- b) また、オブザーバーは、パラグラフ5に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない、
- i) 衛星航行機器
 - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
 - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない
- e) 船籍がおかれる国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

10. 事務局長は、転載を受けた運搬船の旗国又は漁業主体及びLSTLVの旗国又は協力的非加盟国に対し、すべての該当する機密保持要件に一致する方法で、すべての未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

転載の間におけるLSTLVの義務

11. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならない。パラグラフ5に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。

12. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

オブザーバーかかる費用

13. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望むLSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT事務局の特別口座に支払われ、事務局が計画実施のため口座を管理しなければならない。

14. いかなるオブザーバーも、パラグラフ13に求められた費用の支払いがない船舶に配乗されてはならない。